

た別件では、個人所有の控えを大幅に減量して書き換えられていた。市が調査をすると（平成20年の6月～8月までの調査）領収書を預かることに同意を得た家庭、75件のうち25件が不都合であった。後にこの業者は、水増し請求をしていたことを認める。

問題点 その3

タバコ店へ、し尿汲取り券を卸したときの、代金受取領収書の控えがない。（平成15～17年度）平成15～16年度はタバコ店が、し尿券を旧山安組合に電話注文し、職員がタバコ店へ持参し、現金を受け取り、代金受取領収書を発行し、職員が即日金融機関へ入金。平成17年度はタバコ店が、本庁衛生課で現金購入し、タバコ店に対して職員が領収書を発行し、職員が即日金融機関へ入金。平成18～20年度は、タバコ店が電話注文し、山崎市民局衛生課でし尿券を購入し納付書を渡し、タバコ店本

人が会計課へ納入。しかし、タバコ店で受け取ったお金がかちんと入金されているかどうかという疑問があり、タバコ店を持っている領収書を借りてきて市が調査する。タバコ店25店舗中、領収書が残っていて調査に協力したのは10店舗。その中で、代金約94万円（券4700枚分）が市で入金処理されていないことが判明した。

（調査結論）

このような重大な事態を引き起こした背景には、あまりにもずさんな事務処理・管理方法並びに規則によらない汲み取りが行われ、現金収集が常態化し、現金の授受という行為が様々な経路に渡って存在したことは不明朗な事態を起こしやすい温床であったといわざるを得ない。

この調査において、新たな事務上の不備が発覚するなど、これらを説明するには、議会の機能と責任を果たすために与えられた権限を超えるものもあると

の判断で、今後は確実に警察機能に委ねられたい。委託業者が私製の領収書を使用していた事等を重く受け止め、委託契約の内容に触れる行為や真摯に業務が執行されていたか、また、市組織外の関係者への調査等、警察機能としての捜査と行政としての調査を区分し双方協力し問題解決に当たるべきである。

早急な改善策として、現金収集の即時は意思を行い、納付書による収集料金の徴収等に切り替えるべきである。事務上の行為としては、諸帳簿の管理や点検事務並びに処理決裁体制の十分な再確認と必要な改善をされたい。

以上のことから、し尿券の管理方法を含めた複雑な事務体制並びに現金収集の実態を相当以前より認識をしておきながら放置し、また、今回の一連の不詳が判明した以後においても適切な処置がされていない事実は、市民の行政に対する信用を大きく裏切り失墜させたものであり、

その責任は重大である。よって、市長以下関係職員のこれに対する処分も含め、応分の責任を示すべきである。

12月議会開会中に処分を発表。

（2P参照）

決算書による回収不足券で算出した収入不足

年度	不正枚数	被害金額
平成15年度(2003)	21176枚×し尿券一枚の単価210円	444万6960円
平成16年度(2004)	17740枚×210円	372万5400円
平成17年度(2005)	37942枚×210円	796万7820円
合計	76858枚	1614万180円